

## 第3回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会 議事録

日時 平成24年7月24日 10:00～12:00

場所 道庁本庁舎12階 環境生活部1号会議室

(事務局：長谷川課長)

おはようございます。私は環境生活部でNPO、協働推進を担当しております道民生活課長の長谷川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、本委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

それではただいまから、NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、事務局を代表して、環境生活部くらし安全局長の浜田から、ご挨拶申し上げます。

(浜田局長)

本日は時節柄大変お忙しいところ、委員の皆様全員の出席をいただきまして、心から感謝申し上げます。

この委員会につきましては、昨年11月22日に設置いたしまして、これまで2回の委員会を開催するなかで、委員の皆様から貴重なご意見をいただいていたところでございます。本日は、これまでの議論を踏まえまして、北海道における個別指定の基準を定めるにあたっての考え方につきまして、ご検討いただきたいと考えております。

今年4月には、改正NPO法が施行されまして、道所管のNPO法人の半数近くが札幌市に移管となったほか、NPO法人の認定事務につきましては、国から都道府県と政令都市に移管されております。これによりまして、NPO法人に係る行政上の権限や事務等は、概ね地方自治体が担うこととなりました。その中で、地方は自らの施策として、どのようにNPO法人と連携や協力をし、地域が抱える課題を解決していくのかを考えていく時代になっていくと思っております。

道といたしましても、NPO法人の税優遇のあり方の検討とあわせまして、今年度、道内のNPO法人の活動実態調査を行うこととしており、公益活動の状況や社会貢献度等に関する調査結果を広く情報提供いたしまして、行政、市民、企業等が、NPO法人との協働や連携を検討する際の参考資料として活用していただきたいと考えております。

本日の検討委員会では、個別指定にあたっての具体的な基準の考え方等につきまして、事務局から説明させていただきます。その後、委員の皆様それぞれのお立場から、ご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(事務局：長谷川課長)

本日の委員会には、オブザーバーといたしまして、札幌市の市民活動促進担当課長の成澤課長にご出席いただいております。

(札幌市市民活動促進担当課 成澤課長)

成澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：長谷川課長)

担当係長の柴田係長と担当の廣瀬さんにご出席いただいております。

(札幌市市民活動促進担当課 柴田係長)

柴田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(札幌市市民活動促進担当課 廣瀬)

廣瀬です。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：長谷川課長)

このほか、道税務課の山崎主査が出席しております。

(道総務部税務課 山崎主査)

山崎です。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：長谷川課長)

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事の進行につきましては、笹山委員長にお願いいたします。

(笹山委員長)

笹山でございます。よろしくお願いいたします。それでは、さっそく議事に入らせていただきます。本日の内容ですが、次第の順について事務局からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局：福田主幹)

道民生活課の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。

5-2という資料、それからもうひとつが参考資料、京都府の資料が追加になってございます。

これまでの議論の経過について、資料1に基づきご説明いたします。

まず、1の開催経過については、第1回が昨年11月に、第2回がこの2月に開催されまして、主な協議内容は、「どのようなNPO法人を対象とすべきか」、「どのような仕組みとすべきか」等でございます。

次の2の「これまでの委員会における議論等」でございますが、「(1) 個別指定を行うにあたっての前提となる認識」と、「(2) 北海道の個別指定条例の理念」のアとイにつきましては、これまでの議論の経過や、条例制定に関する制限を踏まえた考え方として書き込んだ事項でございまして、後ほど詳しくご説明させていただきます。

同じく2(2)のウは、ご意見のあった事項で、「北海道らしい理念や北海道ならではの課題解決の視点を盛り込んだ「北海道らしい条例」とする。」というものでございます。以下、(3)、(4)は、同様にご意見のあった項目を、ひとつは「基準を定めるにあたっての考え方、視点」と、もうひとつは「道と道内市町村の基準のあり方」として、整理をして記載したものでございます。

(3)の基準の考え方、視点については、アの組織の成熟度、事務局機能の充実度、地域性、社会性、経済性、継続性、そして、客観的でわかりやすい基準といった考え方や視点がご意見として示されました。

次に、(4)は、道と道内市町村の基準のあり方に関して、ア道独自の指定基準は必要、イ札幌市と道の基準はあまり変わらない方がよい、ウ「北海道らしさ」「〇〇町らしさ」を尊重した基準づくり、といったご意見がございました。

これまでは、第1回、第2回の議論の経過を踏まえた記載です。

次に、2(1)について説明いたします前に、資料6「関係法令抜粋」をご覧いただきたいと思えます。下半分の、国会審議というところをご覧ください。谷合委員の「個別指定は条例本体に名称や所在地を明記する必要はないのではないか」との質問に対しまして、逢坂政務官の答弁としては、我々あるいは自治体の皆様にもいろいろと議論をしてご理解いただいた点が二つございまして、一つは、今回の条例指定の重み、その及ぼす影響でございます。自分の自治体の住民税だけではなくて、他の自治体にも影響を及ぼす。だから、自分のところだけの判断ではないという大きさがあるということ。もう一点が、条例で指定をすれば国税にまで影響が及ぶということで、場合によっては条例の上書き権の先取りのようなイメージに取られるほどの効果を持つのが今回の条例指定でございます。

さらに、手続きは慎重であるべきであろうと、これほどの効果を持つのでありますから、その意味で、条例において法人の名称、所在地までを明記した議決というものをお願いしたいと、このような審議があったわけでございます。

他の自治体にも影響を及ぼす、国税にまで影響が及ぶ、大きな効果を持つのが今回の条例指定であり、条例において個別のNPO法人を明記した議決を得ることを求める内容となっております。

道としては、条例の議決を得る為には、理由を明記して提案する必要がありますので、2(1)についてはこの趣旨を踏まえて記載したところです。

関連してもう一点説明いたしますが、四角の枠の下に【改正特定非営利活動促進法の解

【説】があります。これは本年5月に開催された説明会において示された資料の一部でございます。条例による個別指定は、申請書を提出する前日において有効な条例において、そのNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が個別具体的に規定されていることが要件であり、それ以外に、法令等で地方団体の判断を制限するような要件は一切示されていない。したがって、地方団体において、条例又は規則、あるいは内部的な基準等として、個別指定に係る一定の基準を定めること自体は妨げられないものと解される。ただし、その場合であっても、一般的な条例制定権に係る制約を踏まえれば、法定のPST相対値基準又は絶対値基準の内容を実質的に書き換えるような内容の基準は、条例等において定めることはできないものと考えられる。

このような記載がございます。つまり、相対値基準、絶対値基準を単純に軽減した基準のみを、個別指定基準とするような方法をとることはできないのだというものでございます。

そこで、他県で検討している基準にはPST要件を軽減した基準が使用されている点について内閣府に照会いたしましたところ、記載はしておりませんが、次のような趣旨の回答を得ております。

「法で定める項目のみを書き換えて地方団体の基準とする場合は条例制定権に係る制約に抵触する恐れがある。」もうひとつは「法定項目を書き換えた基準のほかに地方団体独自の基準もあって、それらを総合的に判断し指定するような場合は制約には抵触しない。」という回答でございます。

以上のような回答を踏まえて、資料4をご覧ください。上の枠を見てみますと、一番左が認定の基準でございまして、その右が仮認定、神奈川県、大分県、三重県、そして、南富良野町の個別指定基準の内容を記載しております。

まず、左端の認定基準PST要件は、経常収入金額に占める寄附金等の収入金額の割合が1/5以上、それからイとして3,000円以上の寄附者が年平均で100人以上、ウとして条例個別指定、そして、下の(2)～(8)の基準がございまして、活動対象であるとか、運営組織、経理等といった基準を満たす必要があるわけでございます。

参考に、この(2)～(8)を右にずっと見ていただきますと、県レベルでは共通して基準に採用されているところでございます。

そこで、大分県のところを見ていただきたいと思います。大分県の下の方の四角の公益要件の公益性に関する要件では、いずれかに適合とございますけれども、「経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が、10%以上」ということで、認定要件のちょうど半分の基準になっております。

また、3,000円以上の寄附者の数でございまして、2年平均ですが「年平均50人以上」ということで、これもPST要件の絶対値基準の半分のレベルで基準としているところでございます。

その右の三重県では、再掲の欄にございまして、「3,000円以上の寄附が、2年平均で50人以上」。これも大分県と同じ基準となっているところでございます。両県とも、相対値基準又は絶対値基準を軽減した基準を置きまして、これに他の基準も加えて、総合的に判断する内容となっております。

ここで、訂正がございまして、大分県の状況でございまして、実は、7月に入ってから条例が施行されておりました。それで、基準の内容が一部修正されておりますので、資料の修正をお願いいたします。イの(2)、もともとは「自治体との協働実績年1回以上、又は自治体以外の団体との協働実績年2回以上」となっておりますが、両方とも1回になり、「自治体又はその他の団体との協働した実績が年1回以上」と修正になっております。

また、このほか、新しい情報といたしましては、本日配りました参考資料が京都府でパブリックコメントを募集している資料でございまして、京都府控除対象NPO法人を定める基準として、上から2つ見てみますと、1活動の規模は、1又は2に該当で、ひとつが、特定非営利活動の事業費が150万円以上、2つめが、会員が50人以上。2として、府民等からの支持の実績ということで、年間50人以上かつ15万円以上の寄附実績、これは、大分県が3,000円以上の50人以上としたところ、つまり、3,000円以上で

ある条件をはずしまして、平均で3,000円以上とした例でございます。②は、ボランティアスタッフ等の活動実績が延べ200時間以上。3の活動内容等の評価ですけれども、1から4のいずれもということですが、ひとつは「府民又は京都府の社会的な課題の解決に成果を上げているもの。」2つめが「地域社会と関係を有しながら行われるものであること。」3が「継続的に行われる見込みであること。」4が「第三者が活動を評価する方法により、その活動方法等を改善する仕組みを有すること。」運営要件等といたしましては、京都府に事務所があること、2事業年度の活動実績があること、それから、法人情報が適切な方法により公開されていること、特定非営利活動を実施できる組織体制があること、最後に、認定基準の2～7及び9に適合すること。2～8のうち2～7といたしましたのは、上の方に2事業年度とありますので抜いております。それから9は仮認定の要件のひとつで、過去に認定又は仮認定を受けてないというのを設けているようでございます。このような基準になっているということで、資料をお配りいたしました。

資料1にお戻りいただきたいと思っております。資料1で説明を後回しにいたしました部分でございまして、2(1)個別指定を行うにあたっての前提となる認識のところから次のように記載しております。「個別指定は道だけではなく、他の自治体の住民税や国税にも影響を及ぼすものであることから、条例個別指定の手続きは慎重に行うべきであり、一定の基準が必要である。」と記載いたしました。

これは、先ほどご説明いたしましたとおり「慎重な取り扱い」が求められているものであるということ、それから、個別指定がPST要件を満たしているものとして取り扱われることによって、他の(2)～(8)の運営組織、経理、事業活動内容等の基準を満たさずれば、既に認定基準を満たしたことになるので、これにより、寄附者が居住する法人所在地以外の自治体の住民税や、更には、所得税の大幅な控除につながるものであることから、「条例個別指定の手続きは慎重に行われるべきであり、一定の基準が必要」と記載したところでございます。

次に、2(2)の北海道の個別指定条例の理念については、この個別指定条例が認定要件を緩和する目的で新設されているということ等を踏まえまして、(2)のアでは、「新しい公共の担い手となるNPO法人を北海道において育て増やしていくため、NPO法人が寄附を受けやすい環境と社会的信用を提供する。」。イとしましては「市民活動を支える寄附の機運を北海道において高めることに寄与する。」と記載したところでございます。以上、資料1についてご説明をいたしました。

#### (笹山委員長)

ありがとうございます。それでは、ご説明があった中で、ご意見をお伺いしたいと思っておりますが、何かございませぬか。

それでは、続けて議事2の「道における個別指定の考え方」についてご説明いただいた後に、まとめてご意見をいただくということにしたいと思います。

#### (事務局：福田主幹)

(2)道における個別指定の基準の考え方について、ご説明します。資料2をご覧ください。資料3をご覧ください。

道内の「NPO法人に対する税優遇に係る制度導入状況」について説明いたします。

まず、「Ⅰ 道内市町村の個別指定制度の導入状況」では、下のグラフのとおり、「導入済み市町村数」、「検討中」、「当面は導入予定なし」が、それぞれ1/3程度の状況にあります。「Ⅱ 導入済みの市町村の個別指定の状況」では61市町村のうち指定済みが35市町村で全市町村の2割弱、指定法人数は62法人です。「Ⅲ 導入済み、導入予定の市町村の個別指定の要件」では、1の主たる事務所か、2の主たる事務所又は従たる事務所が市町村内に所在が、合わせて44市町村であり、特に要件を定めない15市町村と合わせてほとんどを占めます。これらの詳細を、2ページ、3ページに記載しています。

次に4ページをご覧ください。

「3 導入について検討中の市町村の状況」ですが、「(1)検討中の市町村」の一覧があり、「(2)導入の予定時期」では、1の「北海道の進捗状況を踏まえて」が多く、「(3)個別指定の要件等の設定予定」では、「事務所所在地」と「道の指定」がほぼ同数です。ま

た、4には「当面は導入予定がない市町村の状況」を記載しています。

以上のような状況を踏まえて、次に資料2の2ページ目をご覧ください。

地域課題の解決に貢献しようとするNPO法人は、たくさんの寄附を受けて活発な活動をしたいでしょうから、その多くは、認定NPO法人を目指しているものと考えています。その道筋を見てもみますと、左側の「1 認定基準」を満たす方法のほかに、2の「仮認定」受ける道筋、そして、3の「条例個別指定」を受取る道筋があります。

認定NPO法人には、法人に対する寄附に関して大きなメリットがあります。具体的には、これから申し上げる4項目があります。「個人の所得税・住民税の控除」が所得税（（寄附金額－2,000円）×40%、住民税（（寄附金額－2,000円）×10%）、「法人については、一般寄附金とは別枠での損金算入が可能」、「相続人が寄附した相続財産は非課税」、「認定法人のみなし寄附金制度により収益事業について一部損金算入が可能」というものです。

この認定基準のうち、まず、(2)～(8)の、活動対象が公益、運営組織、経理が適切等の基準については、寄附金を受けて特定非営利活動を行う法人にとっては基本的な要件であって、事業報告書等の提出や不正行為等がないといったことを含めて、いわば、当然遵守すべき内容であろうと考えています。

また、道内の認定NPO法人の状況から見て、法人にとって何といても難しいのは、PST要件を満たすことであるといえると考えています。

2「仮認定」と3「条例個別指定」を比較してみますと、「仮認定」を受けた場合は、個人の所得税控除など効果は比較的高いものの、仮認定の期間は3年限り、また、1回限りであり、依然として、たいへん厳しいPST要件をクリアする必要があります。

これに比して、「条例個別指定」により指定を受けた場合は、その効果は住民税控除のみで比較的低いものの、既にPST要件を満たしているものとして取り扱われることから、(2)～(8)の活動対象が公益、運営組織、経理が適切等の基準を満たしさえすれば、仮認定を経るよりも比較的早くに認定申請が可能となるものであると言えます。

以上のように、条例個別指定が、認定要件を緩和する目的で新設されていること、そして、法人に対する寄附に関して大きなメリットを受けることのできる認定につながる重要な要件であることを踏まえて考えれば、この個別指定要件を設定するにあたっては、これまでの認定要件を緩和する方針の下、一定の必要な要件を設けるべきであると考えています。

前の1ページをご覧ください。提案させていただく、個別指定基準の考え方について、ご説明します。

広域の北海道には規模や事業内容等が異なる多数のNPO法人がある中で、客観的で誰にでも分かりやすい、納得できる基準を定める必要があると考えています。

具体的には、資料左側の「第1 基本要件」として、認定基準(2)～(8)のいずれも満たすことです。先ほどご説明したように、活動対象や経理等の基本的な要件であって、事業報告書等の提出や不正行為等がないといったことを含めて、寄附を受けようとする法人として、支援者や納税者に対する責任としての基本的な要件であり、受けた寄附金の経理がずさんで良いはずもなく、当然遵守すべき要件であろうと考えています。

「第2 公益性要件」についてご説明します。

まず、実績判定期間は、認定基準と同様に2事業年度としています。

次に、法改正の趣旨を踏まえて、「(1) 公益性要件」として、PST基準である相対値基準、絶対値基準を緩和、軽減した要件を設けるべきであると考えています。

その一方で、右枠に記載したとおり、PST基準を軽減した要件のみでは、条例による法の上書きとなってしまいますので、他の要件を加えて総合的に判断するようにならなければなりません。

このため、これら相対値基準等を軽減すると同時に、この軽減を補う追加の要件として「(2) 公益性を向上させる要件」を設けることとしたいと考えています。

アとして「道民からの認知」を向上させる要件、イとして「他の主体との協働」を向上させる要件、ウとして「活動を支える組織の成熟」を向上させる要件の三つを設定し、こ

れらをいずれも満たすことを求めたいと考えています。

これらの考え方は、現時点で具体性に欠けており、相対値基準等を軽減する程度や理由、また、道民からの認知を向上させる等の三つの要件の具体的な内容については、議会に提案する以上、道としてしっかりと説明する責任があります。

このため、右枠に記載したように、「(1) P S T基準の軽減」については、「軽減率の設定と理由」について、「(2) 公益性を向上させる要件と総合化」については、相対値基準、絶対値基準の充足につながるよう具体化することについて、検討する必要があります。

しかし、これらを具体化する項目をたてたとしても、現時点で私どもとしては大きな困難を抱えています。何故なら、道では、N P O法人の認証を行い、事業報告書等の提出を受けていますが、その程度の資料では、N P O法人の具体的な活動実態や、寄附者数、寄附金額、経理の状況といった具体的な運営状況を把握することはできないからです。

本委員会において、これらに関するご意見を伺って具体的なものにしていきたいわけですが、それにしても、項目の具体化にあたって、例えば「情報提供の回数」を取り上げる場合には、何回がいいのかといったことを検討するために、道内のN P O法人の実態はどうなのかといった根拠となるデータが必要になってくるものと考えています。

そこで、道としては、今年度、道内のN P O法人に対する調査を実施することにしました。資料5をご覧ください。なお、資料5は、事業の実施案内が近く行われますので、それまでは、取扱注意として、委員の皆様限りとしてください。

本年度実施予定の北海道新しい公共支援事業としての「N P O等団体活動状況調査事業」です。道立市民活動促進センターで運用中の「北海道市民活動団体情報システム」の改修を行う予定があり、「2 業務の内容」のところ、(1) システム登録データの作成に合わせ、(2) N P O法人の活動実態調査を行うこととしました。

この調査の結果に基づき、報告書を作成して公表し、道内のN P O法人の公益活動の状況や社会貢献度を発信することができますし、行政、市民、企業等の多様な主体によるN P O法人との協働・ネットワーク化が促進されるものと考えています。

また、その調査結果を本委員会における議論の材料として利用できるものと考えています。この事業には相当の時間を要しますが、事業完了前に活動実態に関するデータを早期に入手し、活用したいと考えております。

調査項目については、資料5-2をご覧ください。これは、「(2) N P O法人活動実態調査」のプロポーザル審査に向けた調査必須項目として整理したものです。今後、事業者からの提案を受け、確定前に委員の皆様のご意見を伺いたいと考えておまして、ご協力をいただければありがたいと考えております。この調査結果は、将来的に役に立つ資料となると考えておりますが、アンケート調査票を送付して回答を回収し、データを整理、検討した上で活用できるようにするには、相当の期間が必要になるものと考えています。

事業終了は3月ですが、早めにデータを提出させて準備し、委員の皆様にご提供できるようになるのは、おそらく1月になってしまうだろうと考えています。

以上、議事(2)の「道における個別指定の基準の考え方について」、これまでの委員会における議論の経過を踏まえて、「客観的で誰にでも分かりやすい、納得できる基準を定めるとの観点」から整理した考え方を説明させていただきました。

#### (笹山委員長)

ありがとうございます。全容にわたってご説明いただきました。

本委員会では、ひとつにN P O法人の個別指定基準についてご意見をいただきたいということと、それからもうひとつは、道内のN P O法人に対してアンケート調査をすること、またその手順等についてご意見をいただきたいと思っております。N P O法人を突破口として北海道おこしをするという大きな案件でもありますので、いろいろな観点からご意見いただければと思います。それでは、認定要件の方からご意見をいただければと思います。

#### (五十嵐委員)

資料3の市町村の導入状況ですが、1枚目のⅢの導入済み又は導入予定の個別指定の要件のなかで、「特に要件は定めない」というのはどういうことなのか、もう少し解説をいただけますか。

(事務局：林主査)

林です。説明させていただきます。特に要件は定めず、「別表2に定める法人については指定する」とのみ記載されている市町村と、「〇〇町に所在する法人であって、かつ別表2に掲げる法人」等と要件を加えて記載されているところがありまして、何も要件を定めてないところが、15あったということです。

(五十嵐委員)

そういう市町村も、地域の貢献とか公共性ということを吟味したうえで個別に指定をしているということですか。

(事務局：林主査)

そういった吟味することを定める要綱、規則を定めずに、税条例の改正を行い、別表に名前を載せているということです。もちろん、それは議会を通っています。

(笹山委員長)

認定の枠を広げていくということは、寄附金が集中し活躍するNPO法人が出てくる反面、さきほどの説明にありましたように、慎重にしなければいけないという言葉もありました。そういうなかで、どのような認定項目が必要なのか、まだ漠然とではありますが、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいというのがご意見としてあがってくれば参考になると思います。

私からなのですが、理事の構成員については項目として決まっているのでしょうか。

(事務局：福田主幹)

理事会の構成については、認証段階での規定でございまして、各県とも、それ以外には特に定めていないと思います。

(小林委員)

今日、神奈川、大分、三重、南富良野と京都の資料をいただきましたが、先行している県で、例えば、公益財団、公益社団の場合は、都道府県に公益等認定委員会を置いて、審査し、認定していますが、他の県において、そういうことでこの個別指定をやることを検討していた県はないですか。京都は第三者委員会と書いていましたね。

(事務局：福田主幹)

資料4の一番下の備考欄に書いておりますが、神奈川県は指定、取消に関しては第三者委員会、大分県は県の審査、三重県は第三者委員会への諮問ということです。

(小林委員)

三重県と神奈川県と京都府は第三者委員会がつくられるということですか。

(事務局：福田主幹)

そうです。委員会をつくって審査します。単純に県の職員で決められにくいような要件になっておりますので、第三者委員会に諮るということになっていると思います。

(五十嵐委員)

京都府は第三者が活動を評価する方法ということで、NPOの活動を地域の第三者が評価するという方法はとても参考になる取組だと思います。我々が前回まで議論していた中で、「地域性」というところにあたるのかと思うのですが、地域に貢献しているかという漠然としたこの項目について、地域になるのか、その法人が定める第三者委員会になるのか、についてはこれからみなさんのご議論があると思いますが、唯我独尊にならないような、あるいは思い込みにならないように、その組織がそれから発展していく方向で地域が評価する、地域の人が支持する、という具体的な方法としては、こういうものは参考になると思います。

(事務局：福田主幹)

この資料だけを入手しているので、確認していませんが、この3の④に、「第三者が活動を評価する方法により」と書いていますので、活動を自ら改善する一つの手法として掲げているのではないかと思います。

(五十嵐委員)

改善するということは、改善の余地がある活動かもしれないということを自ら疑っているということになるので、それはとても良い姿勢だと思います。先ほど言われましたよう

に、自分の活動は絶対正しいのだということではなくて、地域のニーズに合わせるように地域の意見を聞いていくという姿勢を持っているというのはよろしいと思います。

**(武岡委員)**

今話題になっている京都府の公益的要件の3の④、第三者による評価については、以前NHKのテレビか何かで見たのですが、京都にはいまNPOを評価する仕組みがあるらしく、そこでNPOが評価を受けるようです。そこで、よしと評価されれば社会的な評価というか、安心して我々一般市民も寄附ができたり、活動に参加できたりするというようなことで活用されているというのをテレビで紹介されていました。

**(小林委員)**

あれは民間です。京都NPOセンターがつくった地域社会創造ファンド、京都創造ファンドという助成金を配る団体がありまして、そこは公益財団法人なのですが、そこで助成金を配る先を決めるにあたって一定の自主申告による要件、これらに似た要件を設定していきまして、これをクリアしたところについては簡便な資料で助成金を配るという仕組みをつくったのです。それにしても、よくわからないところもあるから、この第三者委員会というのをつくって、その認証を受けるという仕組みを、たぶん京都府も参考になさってこうしたのではと思います。

**(武岡委員)**

そういうもともとある仕組みを活用してということであれば、京都らしい仕組みと言えると思います。一番始めに、「北海道らしい条例」というお話があったのですが、いまのところ「北海道らしさ」というのが難しいかと思っていて、そこをどうやってこの個別指定の考えに盛り込んでいくのかと感じています。

**(事務局：福田主幹)**

この資料を作るにあたって、その部分も反映できたらいいと思っていたのですが、北海道は東北6県プラス新潟県より広い面積がございまして、京都府のように狭い範囲でしたら、そういう目も行き届くと思うのですが、一つの審査委員会で全道の各団体の審査をするのはたぶん不可能だろうとっております。それで、この段階では盛り込んでいなかった状況でございます。

**(浜田委員)**

資料の4について、「共益的活動の占める割合」とあるのですが、「公益」と「共益」の違いを教えてください。

**(事務局：福田主幹)**

「共益的」というのは、会員の範囲内というのが「共益」です。つまり身内だけ、内部だけの話で、これは特定非営利になりません。

**(浜田委員)**

それでは資料2の、基本要件の中で(2)に「公益」と書いてありますが、ここの基準というのがこれに對比して記載されているのではないのですか。3、4、5、6、7、8は同じですよ、2だけが表現が違うのですね。

**(事務局：福田主幹)**

これは、「公益」が多いことを求めており、資料2には主に「公益」と書いてあります。資料4の認定基準の方に書いてありますのは、共益的活動の占める割合が50%未満と、反対に言っているのですが、中身は同じです。

**(五十嵐委員)**

この活動対象という、「対象」というのがちょっとピンと来なかったんですが、いまの説明で分かりました。「共益」というのは「対象」が会員という意味で「対象」になったのですね。こっちも活動対象が「公益」というのはちょっとピンと来なくて、活動内容が主に公益的なのかと思ったのですが、対象が「公益」というのはなんだろうと思って。「対象」と書いてしまうと、事業をする先のことですよ。

「対象」という言い方と「公益」という言い方がなじまないように感じたのですが、意味はわかりました。



(浜田委員)

これは基本的に、先ほどからの「指定基準」とか「認定基準」という言葉がいろいろ出るが、資料4の上の段の「指定基準」を議論するというのでいいのですね。そして、このほか、2、3、4、5、6、7、8の要件が認められてくると、「認定」につながっていくということですね。前回の「北海道らしさ」だとか、「北海道の課題を解決する」という条例の理念というのは具体的にどこに盛り込むのでしょうか。どのようにイメージされるのですか。

(事務局：福田主幹)

この資料1につきましては、これまでの議論の経過として作成しております、私どもは削ることなく、これまでの議論を載せました。

(浜田委員)

それは分かるのですが、それをもし反映させるとすれば、テクニク的にはどういうことが考えられるのですか。

(事務局：福田主幹)

実は、事務局方いたしましたは、どうにも盛り込めなくて資料の2のようになったわけです。

(浜田委員)

難しいということですね。

(事務局：福田主幹)

はい、そうです。

(浜田委員)

前回こういう議論があったけど、テクニク的には「北海道らしさ」というものはなかなか出せないというように読んでおけばいいのですか。

(事務局：福田主幹)

北海道は広いので、地域によって様々な特徴があり、「北海道らしい」ということをなかなか言いにくいような状況になっています。

(浜田委員)

これまでの議論の経過のなかで、基準を定めるにあたっての考え方、視点というのがあって、「社会コストの軽減」、「経済性」というのがありますよね。

これも難しいということですか。

(事務局：福田主幹)

はい。経済性につきましては、指定や認定になったあとに、最終的に経済性が認められていくものと思いますので、指定基準に盛り込むのは難しいと考えています。

(浜田委員)

前回まで議論したのはこういうことだけでも、これから条例制定するうえで、これとこれが難しいとはっきり言っていただいた方がよい。

(事務局：福田主幹)

それでは、この中で盛り込まれたもの、外れたものについて申し上げますと、2の(2)のウが難しく入れられませんでした。

(3)でいいますと、イの「地域性」については、それを判断するのが市町村であればできるかもしれませんが、北海道では難しいと思いました。

ウの「社会性」ですが、どの分野に力点を置くかというところは、北海道の全体を見る私たちとしましては、特定することは難しい状態です。

エの「経済性」は、さきほど申し上げたように、最終的に表れてくるものだと思って外しています。

「継続性」は盛り込ませていただきました。継続性という意味は別の意味でといいますと、「組織の成熟」ということを盛り込みましたので、その中で含まれるかと思えます。

それから、「客観的でわかりやすい」というのは、表題の下に書きましたように、主たる考え方としておきました。

(4)のアでは、道独自の指定基準は必要ということで、これを設けました。

イは、札幌市と連携を図って、今日も来ていただいておりますが、私も札幌市の検討委員会にオブザーバーとして参加させていただいて連携を図っているところでございます、最終的にこういうものを目指したいと考えています。

ウは、とても難しく入れられませんでした。以上でございます。

(五十嵐委員)

いま説明のあった、「入れた」「入れない」というのは、どこに入れたということですか。

(事務局：福田主幹)

書いたことを場所的に申し上げますと、2の(1)はこの基準が必要ということですが、

(2)のアは、これも考え方でございます。資料2にどこに入っているかという点ですが、「組織の成熟度」というのは、(2)のウに入れました。

「継続性」もここでみようと考えていました。

「客観的でわかりやすい」というのは、一番上に書いています。

「道独自の基準」は、もちろん本委員会で作ろうとしています。

以上でありまして、これ以外入っていないということです。

(小林委員)

いま議論している資料1のところの(4)のアについて、市町村の指定状況を尊重するというところなのですが、実態からいきますと、市町村がもう六十数団体が個別指定されているわけで、その団体につきましては、そこに寄附した方の町民税が減免対象になるということですね。

道はこれからですから、ならない。それで、(4)のアというのは、ここに絡むわけですが、道が認定事務をしている中で、認定申請があれば、相対値基準等を満たす団体については審査されて認定にすることになるのですが、そのときに、認定がとれても道税条例をつくらなければ道民税分の4%については減免にならないわけですね。

(税務課 山崎主査)

認定NPO法人になれば、それは道税にも跳ね返ってきますので、住民税全般が軽減になります。

(小林委員)

40%じゃなくて、50%減税になるの？

(税務課 山崎主査)

それは、住民税10%分と所得税と合わせて。

(小林委員)

認定NPO法人になったら、所得税40%分と住民税10%分を全部クリアできてしまうのですか。

(税務課 山崎主査)

全部クリアできてしまいます。それであれば、道が指定する必要はなくなってしまいます。そもそも北海道内に主たる事務所のある認定NPO法人はすべて北海道の指定の団体に入っていますので、認定NPO法人であれば、北海道で個別指定されてなくても、市町村の指定をもとに認定NPO法人になりさえすれば、認定をとった段階で、住民税と所得税については軽減の対象に入ってきます。

(小林委員)

僕が理解不足だったと思いますが、道民税は道税条例の改正を待たないと減免にならないのかと思っていました。

(税務課 山崎主査)

道税分だけを軽減するのであれば、条例の指定が必要ですが、認定NPO法人になってもらえれば、北海道は、認定NPO法人で北海道内に主たる事務所のあるものについてはもう条例で包括指定されていますので、市町村の個別指定を受けていけば、北海道の個別指定がなくても、それで住民税の方はクリアできてしまいます。

**【注：追記】**

認定NPO法人に対する寄附金控除と認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金控除（個別指定）は別の制度であり、それぞれについて条例に規定する必要がある。

○ 認定NPO法人に対する寄附金控除

- ・所得税：控除の対象となる。
- ・住民税：北海道と市町村が各々条例に定めることにより控除の対象となる。  
指定の方法は包括・個別のいずれでもよい。

道民税 北海道税条例で認定NPO法人のうち「主たる事務所を道内に有するもの」を包括指定しているため、当該法人であれば控除の対象となる。

市町村民税 各市町村の規定による。

○ 認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金控除

- ・所得税：控除の対象とならない。
- ・住民税：対象となるNPO法人の名称及び事務所の所在地を条例に規定することにより控除の対象となる（個別指定）。

道民税 北海道においては現在規定されていないため控除の対象とならない。

市町村民税 各市町村の規定による。

**（小林委員）**

そうですか。ありがとうございます。

**（五十嵐委員）**

要件のアとして「道民からの認知」と書いていますが、実際には道民がどれだけ知っているかということ进行调查することはできないわけで、他の県をみても結局、NPO法人側がどれだけ周知活動をしたかっていうことに代替せざるを得ない。そういうことかとは思っているのですが、誰かほかにアイデアがあればお聞きしたいです。

「他の主体との協働」については、協働の中身をどこまでみるのかというのがあります。共催でイベントをすることが協働なのか、協働で事業をしていることなのか、あるいはその中間的に何かあるのか、ちょっとイメージがつきにくいというのがあります。

「組織の成熟」についても、事務局機能の充実度というものを見る場合には、人がそこに張り付いているか等、外形的な判断でしかできないのかと思いますが、そのあたりは委員の意見というかイメージを共有しておいた方がよいと思います。

**（笹山委員長）**

ありがとうございます。いずれにしても、この表でいうア、イ、ウの件、それから、他の県と対比してご意見いただければ整理がしやすいと思います、いかがでしょうか。

**（三膳委員）**

この資料を送られてきてから、霧多布で事前に理事たちと話をしてきました。

資料1については、事務局からも難しいという話が出ていましたが、認定の要件にこういうことを入れるのはとても難しいし、逆に認定する側、つまり行政に都合のいいNPO法人を認定するのかわりという話になりました。

こういうのは全く当てはまらないし、とにかくパブリックサポートテストをきっちりやって申請したものが認定を受けることが大事だと思います。道内で一番に認定を受けた自分たちはそれをクリアして認定になったのだから、それをきっちりやった方がいいという話になりました。

「地域でそのNPO法人は頑張っていますか？」のような聞き取りなどはいいかもしれない。

それにしても、基準としては、パブリックサポートテストをきっちり申請したところを認めなさいというようなことに話は落ち着いてきました。

うちは国税庁から認定を受けましたけれど、申請、更新時には職員が来て、いろいろと審査されます。さらに、わからない点は改めて資料を求められましたし、そういうことをクリアしてきました。事務局が成熟しているかしていないかは、やる人がいればできるし、

次に更新するときにはできなかつたらそれは申請ができないということになると思います。

この「北海道らしい」というのは入れたいような気持ちもありますけど、それはとても難しいと思います。

(浜田局長)

事務局の立場からなのですが、外した大きな理由は客観的に判断するのがなかなか難しいというところで外させていただいたのですが、今日はこういった公益性要件には入れておりませんが、これから調査する結果次第で、いろいろな実態がわかってくると思いますので、その辺りはまだやわらかい段階であるというのは間違いありません。

それから、先ほどの第三者機関につきましても、確かにそうした視点も大事かと思いますが、逆に、ハードルを高くするような場合もあるかと考えています。

その点につきまして、これからNPO法人の実態が明らかになりますので、次回に向けて、今日のご意見も踏まえながら、また新たな議論ができるのかと考えています。

(浜田委員)

このままいくと、条例が制定されるスケジュールはどのように想定されるのですか。

(浜田局長)

今回の調査は3月末を目途としておりますが、先ほど説明にもありましたけど、できるだけ早い段階で、NPO法人の実態がどのようになっているのか、資料5-2の内容につきまして入手して、委員会の皆さんで検討していただく機会を、できれば1月ぐらいにもう一度お話しさせていただきたいと考えています。

条例提案になると、もう少し先ということになります。このままいくと年度は明けるかなという感じはしています。

(浜田委員)

ちなみに、神奈川県とか大分県とか三重県とか、南富良野町は別として、ここもそういう調査をしているのですか。

(事務局：福田主幹)

三重県は、そのような報告書を入手しましたので、調査した経過があると考えております。5-2の項目につきましては、これからプレゼンを受けまして、調査項目を最終的に固めるのは9月の予定です。

その前に、皆様にお示しして、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、是非ご協力をお願いしたいと思います。

(浜田委員)

スピーディーさについては、前回の委員会でも意見が出ていましたが、3県がでていなかで、慎重に対応しなければならない部分があるということで、調査する分遅くなってしまうが、そのとおりなのかもしれない。神奈川と大分と三重の基準をみれば、これがひとつの参考になると思いますので、特に調査して何を重点的にチェックする必要があると思われるのかをお聞きしたい。

最終的にはおそらく似たような内容になると思います。この基準のこの部分がすごく心配なので、道として調査したいということがあれば教えていただきたい。

(浜田局長)

例えば、この資料2の「公益性を向上させる要件」のいずれも満たす、これはかなり大事なポイントなので、「道民からの認知」、「他の主体との協働」、「組織の成熟」をどういった調査で測ることができるのかというのが、資料5-2の調査項目となります。

Cの欄では「情報発信」をどのくらいしているのか、これでイコール「道民からの認知」と考えるのは、若干難しい面もありますが、これに加えてどういった調査ができるか、9月に固めようと思いますので、これから検討する余地があるかと思っています。

Eの欄では「協働の取組状況」というのがあります。北海道は広大な面積を有していますので、実際にNPO法人がどういった協働をされているのかということを改めて調べる必要があり、それを2のイにつなげていければと考えています。

スケジュールについては、おっしゃるように昨年度の検討の過程で、もっともっと速いスピードでというお話もあったなかで、大変恐縮ですが、最終的には前向きな取組になる

ような中身にしたいと思います。慎重に取り扱うことはもちろんですが、結果として、北海道がこの条例を制定し、個別指定することによって、NPO法人の活動が前向きになるというようなものを目指しています。

(浜田委員)

調査という新たなことが入ったので、また少し遅れるのかとNPO活動をされている方に思われないようなきちんとした説明が必要と思います。

いま言ったようなアとイの認知のあり方だとか協働のあり方、そしてこれに向かって、その調査項目についても先ほど意見がほしいと言っていました。正直、この調査項目表を見て、このアとイが解決するかどうかについて意見を言える状況ではないです。

(事務局：福田主幹)

資料の4でございますけれども、大分のイの(1)県民からの認知ですけれども、ここに3つ項目が立っています。この項目は、認知を測るうえで、何を水準として求めるかということが記載されています。これは私どもまだ書いてはおりません。この委員会でぜひ検討していただきかけた項目でございます。

こういう項目を立てるとして、情報発信年2回と書いていますけれども、北海道はどうかと、何回求めるのかという根拠が何もないのです。そこで、その根拠となるものを求めるためには、北海道内のNPO法人はどんな実態であって、どういう情報発信をしているのか、何回やっているのかということがわからないと、求める水準を定めることができないと思ひ、この調査の話が持ち上がりました。

(浜田委員)

そうであれば、そういうプロセスでお話された方がいい。

(事務局：福田主幹)

ア、イ、ウにぶらさげる項目も必要となりますので、是非ここでご審議いただきたいと思ひます。そこに数字を入れるためには、さきほど申したような資料、つまり根拠が必要なので調査をしなければならないということになりました。

(五十嵐委員)

それで、先ほどの私の発言の続きですが、成果指標とはなかなか最初からつくることができなくて、個別の指定要件に盛り込めないという難しさがあります。

「道民からの認知」というのを、私は「道民からどの程度認知されているか」と読んだのですが、いまの説明を聞くと、「道民からの認知を得るためにどれだけのことをしたか」という指標になってしまうわけですね。ただ、先ほど三膳さんの話を聞くと、やはり認定や個別指定を受けるからには、それだけの努力をきちんとしているのかというのがあるのかという気がしています。

そうであれば、やったこともそうなのですが、そのNPO法人の方たちがやった成果としてどういうことを感じているのかというのを、具体的には考えたいと思ひます。

例えば、セミナーやイベントを実施した実施回数ではなくて、実施したときにアンケートをとって見て、その満足度や理解度のようなものを聞いてはどうかと思ひました。

もうひとつ考えたのは、今回の条例で個別の指定の基準を決めていくのですが、やはり目指すところの理念としては、こういう地域性とか社会性とか経済性というのを考えてほしいです。最終的にはここを目指してほしいということがあるわけなので、何か薄い冊子とかガイドラインでもいいので、本来指定をとればよいよっていうだけではなくて、指定をとって活動した後こうしたいというものがあつたらいいと思ひます。

本来であれば、活動が進んでいくとそういう成果が指標として示されて、それが住民にとって、地域にとってよかったのかという「貢献度の指標」になるように循環していくのが良いという印象はあります。

(笹山委員長)

そういう面では、先ほど難しいと言われた「北海道らしさ」というところに一回戻って考えなくてはいけないのかもしれないですね。

これは、次のテーマかもしれませんが、例えば、「農業」というものは挙げられないかもしれないけれど、「自然」というものだったらあげられるかもしれない。もしくは、マイナ

スの形で「過疎」というのはあげられるかもしれない。北海道の課題である「自然」とか「過疎」についてのNPO法人を優遇するとは書けません、望ましいみたいな、そういう書き方は可能なかどうかというところですね。

(武岡委員)

個別指定の要件として三重県と南富良野町が入れているようなボランティアスタッフの参加数というのは入れないのですか。資料の2に書いてありますけれども、ア、イ、ウのどれにも当てはまらないように思いますが。

(事務局：福田主幹)

ボランティアスタッフに関しては、そういうボランティアスタッフを必要とする事業かどうかというのがあり、基準が同一ではないので入れにくかったのです。例えば、福祉の分野では資格を持ったヘルパーさん等が活動しておられますが、ここにボランティアが単純に生まれてくる場合があるかもしれませんが、生まれてこないような気がしますし、尺度としては難しいのではないかと考えています。

(武岡委員)

パブリックサポートテストの「サポート」というのは、法定の要件だと寄附金という「お金」だけをみますが、「お金」だけではなく、「ボランティア」という形で地域住民がサポートするというのも、そのNPO法人を支えているということの調査になるのではないかと思います。実際、この資料5-2のFの地域からの支援状況で、寄附金といっしょにボランティアと入れていますよね。

(事務局：福田主幹)

選択制の項目として加えるのであれば、もちろんそれは可能だと思います。特にこれは固めたものではございませんので、いくらでも変更できます。

(三膳委員)

私たちの団体は、北海道でとにかく初めて認定を受けたところなので、このパブリックサポートテストの書類は作りました。国税庁に対する説明用の書類を求められたので、とても大変でした。ナショナルトラスト活動で土地を買って登記をしながら保全をしていくというところもあって、難しかったと思います。

どこのNPO法人もそうですけど、活動していく中で自分たちの活動がどうなるのか、その地域の経済性だとか、地域性だとか、夢があって活動していると思います。だから、しっかりした数字を出す、申請を出すということのほかに、事業に対して夢を語るみたいな作文を書いてもらってもいいと思いました。そこが「北海道らしい」という、NPO法人がひとつの市民団体として活動している中で、認定NPO法人になったら、もう一步こんな夢を実現できるよというような夢を書いてもらってもいいのではないかと思います。

(笹山委員長)

いろいろご意見をいただいたのですが、確認の意味で、この表のア、イ、ウを見ていただきまして、例えば(2)公益性を向上させる要件いずれも満たす、ア道民からの認知については、先ほど情報発信回数というようなことがありましたが、どのような形の認知というのが基準として考えられるのか、ご意見がございましたらお願いします。

(三膳委員)

「情報発信」については、自分たちも地域に向けて毎月出しているものと、会員さんに向けて出しているものとあります。それが本当に受け取られているのかというところを振り返りながらやっってはいるのですが、やっている側は本当に一生懸命なのに、どうして分かってもらえないのかという気持ちになる時もあります。

情報発信の回数については、町から指定管理として受けているビジターセンターがありますから、その回数を求められるときは新聞、地方版とかの掲載記事を出しています。高齢化というのがあって、新聞をとらないお宅も増えてきていることでもありますので新聞だけでも捉えられないとは思いますが、やはり新聞は広く周知できる媒体として認めてもらっていて、情報発信の媒体には新聞を使っています。

(笹山委員長)

では、イの他の主体との協働ということについてはいかがですか。

例えば、大分県とか三重県というのは、自治体との協働実績1回だとか自治体以外の団体との協働実績1回とか、そういうような記述もあったのですが。

(三膳委員)

人を集めるというのはとても難しいです。ツアー的な木道修理という形だと、とても人が集まるのですが、例えば調査の手伝い等の時は1人、2人ぐらいであり、やっぱりたいへんです。地域がだんだん過疎化になってきているので人もいない。

(武岡委員)

寄附を集めるのとボランティアで来てもらうのでは、寄附を集める方が簡単ですか。

(三膳委員)

自分たちは、寄附を集める方がまだ集めやすいですね。人を集める方がすごく難しい。

(笹山委員長)

寄附が集まるというのは、何らかのネットワークがあるということですか。

(三膳委員)

そうですね。会員に対して情報誌を発送したり町の特産物を紹介したり、会費の更新をお願いするときに、一緒に寄附も募ります。土地を買うという一つの大きな目に見えやすいものがあるので、それに対して寄附をしていただけるというのもありますね。

(笹山委員長)

そういう意味では、このアンケート調査の項目に「会員数」や「会費」が載っているのですが、どういう組織と連携を保っているのかという「ネットワーク状況」といったものも必要かと思いました。

(五十嵐委員)

いまの「協働」ということについて言うと、他県では「自治体からの委託」だとか「補助の実績」、これはもう明らかなのでわかりやすいと思うのですが、「その他の主体との連携・協働した活動実績」というのが、何をもちいて1回と数えるのか。例えばアンケートでは、協定書等の書面を交わしたものであるというようなことがあります。それ以外にもあるのかもしれないですね。いま想定がそれほどできませんが、例えば、介護事業をやっているにしても、地域のボランティアにしても、地域の活動自体をケアプランに載せる事業所がすごく少ないというのが問題になっているわけですが、そういうところで地域のボランティア活動が協働して介護と一緒に組み立てていくというのも協働のひとつのような気がします。本来そうあるべきなのですが、それをしていないということからも、そういうものも認めることで、情報発信できるかと思います。

アンケートでは、そういうかちつとしたものの他に、「あなたはということが協働だと思いますか?」みたいなことも入れておいた方が、取りこぼしがないと思います。

(小林委員)

いろいろなNPO法人が本当にたくさんありまして、とてもいいことをしている団体もあります。アンケートでとることは別に構わないが、これで何かが分かるっていうことはほとんどない、というのが僕の意見です。いろんなNPO法人と接して、表と裏があるわけだから、そこをどこまで把握するかということですよ。個別指定するときにはそこが肝になると思うので、例えば大分の例にあるような、協働の回数とか新聞に出る回数とかいう基準はほとんど意味のないことだと僕は思います。

(浜田局長)

三膳委員のところは、浜中町さんですか、地元の市町村とは何か協働でというか、一緒にやられていることはあるのですか。

(三膳委員)

町の町有地と一緒に保全していきましょうという協定書を交わしています。

(小林委員)

指定管理も協働事業ですね。

(三膳委員)

そうです。

(笹山委員長)

それでは、最後になります。活動を支える「組織の成熟度」ということについては、いかがですか。私が一番気になるのは、こういうのは成熟させれば成熟させるほどお金がかかると思うのですが。通常、外部監査というのはNPO法人では一般的なことですか。

(小林委員)

いいえ、全然。公認会計士監査のことをおっしゃっていますね。そんなお金を払える法人はほとんどないですし、外部監査でやっているところというのは皆無に近いと思います。

(笹山委員長)

新会計基準の認知度等はどうですか。

(小林委員)

NPO法人会計基準ができて、今回の法律でも取り上げていますが、ほとんどまだないですね。例えば、「収支計算書」を「活動計算書」にしている団体についても、まだ3割くらいです。それはあんまり意味があるものだと個人的には思っていない。いま道で情報公開しているものもほとんど「収支計算書」です。

今度認定をとりたいという団体の実態をみてみますと、2～8の認定要件を満たしていない団体が結構あります。道次第なのです。道がどのように運用するかによって、縮まったり膨らんだりするという事です。今までは、認定にあたり、国税庁、国税局が来ていましたが、税務官だから帳簿とか資産とか会計のことしかほとんど見なかったのですが、今度は道が行うので、もう少し幅広くなって、例えば、過去において期日までに報告書を提出しているかとかも見るようになります。

法務局に登録が遅れている団体も極めて多いです。それは、たぶん道で把握していることですから、あまりこの1番のサポートテストに代わる個別指定の要件を、そんなに難しくしなくても、きちんとした団体を個別指定できるのではないかと思います。

市町村で個別指定されている団体が、道に認定申請を提出した場合、2～8の認定要件を満たしていない団体は当然認定できないのですが、この場合、この市町村が個別指定したこと自体が問われることになるわけですね。

(事務局：福田主幹)

要件を定めるのは、個別の自治体に任されておりますので、道が例えばA市が定めた個別指定要件がおかしいということは言えません。

(小林委員)

でも、その団体は認定とれないから、何かがおかしいということはわかりますね。

(事務局：福田主幹)

(1)はいかがでございますか？(1)の〇%ですが。右側の軽減率の設定と理由についてご検討いただければと思います。

(笹山委員長)

この公益性要件、PST要件を軽減することについて、大分の例では50%でしたか。

(五十嵐委員)

大分等は、なぜこのパーセントかというのはいないのですか？

(事務局：福田主幹)

大分県内のNPO法人が十分な力がないと、だから「軽減する」ということで、なぜ50%にするかというのはいません。

(小林委員)

(1)のAもイも書かなくてもいいのですよね。PST要件は無しにする。0%だっていいわけですよね。

(事務局：福田主幹)

ルールは決まっております。団体ごとに決めればよいとなっております。

(小林委員)

道内の各市町村が既に60市町村やっているのは0%、南富良野町だけが資料4に出ています。10%ですね。



(笹山委員長)

いま50%だ、40%だと言ったところで決められないですから、アンケート等の結果みたいなもので検討できるようなものは必要かもしれないですね。

(事務局：林主査)

絶対値基準の部分は組んでいますし、収入総額と寄附金収入額をそれぞれ聞くようになっておりますので、概算ですが、割り返せばおおよそどのくらいの団体が基準をクリアできるのかという目安にはなると思います。

(笹山委員長)

それを見極めてからというような形がいいのではないのでしょうか。

(浜田局長)

先ほど五十嵐委員からお話のあった団体の理念の考え方については、申請するときに聞くというような捉え方でよろしいですか。

(小林委員)

いまのことは、NPO法人が認証受けた段階で、定款の目的に一応書いていますよ。設立趣旨書にも細かく自分たちは何をやりたいということが書いてあります。聞いても別にいいですが。

(五十嵐委員)

それが指定基準になるかということ、ならないような気がします。活動していく中で、徐々に地域に浸透していくと、さらにそこでまた変わっていく、NPO法人自体が成長していくというような過程があるような気がするのです。それは成果としてしか捉えられない部分ですが、そのところが本当は重要だということをお願いしたいという気持ちだけです。

(笹山委員長)

アンケートで「北海道らしさ」について聞いてみたらいかがですか。

いろいろご意見をいただきましたが、調査につきましてはあまり意味がないのではという意見もありましたが、「北海道らしさ」も含めて、NPO法人の実態を再度捉えるということも必要でしょうから、調査という形で進めさせていただくということによろしいですか。

(委員、全員了承)

ありがとうございます。アンケートにつきましては、再度素案を作ってください、皆様に書面でご意見をいただくことでお願いしたいと思います。

(小林委員)

先ほど浜田委員からあったタイムスケジュールについては、来年6月の第2回定例議会くらいを目途にという考え方をお持ちだということですね。

(浜田局長)

いま段階で細かなスケジュールはできていないのですが、この調査自体の期限が3月末なものですから、それを受けてですから、どうしても一番最短で2定ということですよ。

(小林委員)

そうですか。わかりました。オブザーバーで、今日、札幌市の課長さんが見えていますが、道と歩調を合わせると伺っているのですが、だいたいそれくらいのスケジュールですか。

(札幌市市民活動担当課 成澤課長)

2定、もしくは3定の予定です。

(笹山委員長)

それでは、本日の予定議事は終わりました。この次の段階は、アンケート、そして、来年の明けくらいに再度委員会を開くというようなスケジュールでございます。そのアンケートについては、ご意見をいただきたいということでお願いしたいと思います。

以上で、議事終了とさせていただきます。

(長谷川課長)

笹山委員長、武岡副委員長、委員の皆様、お忙しい中、長時間にわたるご議論をいただきまして、ありがとうございます。

本日の意見をまた整理させていただきまして、後日、いま委員長から締めくくっていただきましたとおり、調査結果等々につきまして、ご議論いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。